

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	968,819	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	95,886	
差 引	(①-②) ③	872,933	
欠 減 量	特 約 業 者 分	1/100	
	元 売 業 者 分	0.3/100	
	計 ④	7,912	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	865,021	
そ の 他 (申 告 納 付 等) の 分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	19	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	41	
	そ の 他	1,131	
	小 計 ⑥	1,191	
	課 税 対 象 と な ら な い 数 量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	39
そ の 他		185	
小 計 ⑦	224		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	967	
合 計	⑤+⑧	865,988	
特 別 徴 収 義 務 者 数 等	元 売 業 者	{ 本 店 の 数 1 本 登 事 務 所 等 の 数 19 2	
	特 約 業 者	{ 本 店 の 数 76 本 登 事 務 所 等 の 数 212 145	
	計	{ 本 店 の 数 77 本 登 事 務 所 等 の 数 231 147	
	仮 特 約 業 者	{ 本 店 の 数 2 本 事 務 所 等 の 数 2	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」は、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取に係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」は、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取に係る免税軽油の合計数量を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」は、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の合計数量を記載した。
- 「特別徴収義務者数」は、平成25年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」欄には、本店(本社)が本県に所在するものについてのみ記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	14	5	-
	特 約 業 者	6	16	109	28	11
	計	6	16	123	33	11
引 取 数 量	9,969,861	138,856,886	799,240,977	727,329,442	18,169,489	
課税対象とならない数量及び欠減量	1,292,183	7,917,080	384,919,492	508,458,311	3,179,327	
差 引 課 税 標 準 量	8,677,678	130,939,806	414,321,485	218,871,131	14,990,162	
申 告 納 付 等	50,406	110,446	138,766	221,521	33,913	
合 計 課 税 標 準 量	8,728,084	131,050,252	414,460,250	219,092,652	15,024,075	
調 定 額	280,171	4,206,712	13,304,174	7,032,874	482,273	

(特別徴収義務者は、平成25年2月末日現在。)